

春は退職・就職シーズンです 国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに

●問合せ 住民課 内線257・358

会社を退職または就職される方、引越しされる方などは、次のような届出が必要です。職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。必ず届出をしてください。

■国民健康保険の手続きが遅れると

- (1) 加入の月までさかのぼって保険税を納めることになるため、一回あたりの納税額が大きくなります。
- (2) 医療費が全額自己負担になる等、かかった医療費を返還してもらう場合もあります。

【すべての届出に共通して必要なもの】

- ・届出人の身分証明書(運転免許証等)
 - ・届出人と国民健康保険へ加入・脱退される方の個人番号の確認できるもの(マイナンバーカード等)
- ※子どもが生まれたときは、届出人のみ必要となります。

こんなときは14日以内に届出を		届出に必要なもの	
これから加入する場合	①他の市町村から転入したとき	外国籍の方は在留カード等	
	②職場の健康保険や厚生年金をやめたとき (退職または扶養からはずれた)	退職日または扶養からはずれた日がわかるもの(健康保険資格喪失連絡票等)	
	③子どもが生まれたとき	—	
	④生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
すでに加入している場合	脱退のとき	⑤他の市町村へ転出するとき	保険証
		⑥職場の健康保険や厚生年金に入ったとき (就職・扶養に入った)	国保と職場、両方の保険証
	⑦国保や国民年金の被保険者が死亡したとき	保険証、会葬礼状(葬祭費支給の場合)、喪主名義の通帳、年金証書等	
	⑧生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書	
	⑨外国籍の方が出国・転出するとき	保険証、在留カード等	
その他	⑩住所・氏名・世帯主等が変わったとき	保険証	
	⑪世帯の分離や合併をしたとき		
	⑫就学のため別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書	
	⑬保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	—	